

企画提案仕様書

1. 委託業務名

バイオ関連産業振興支援事業委託業務（R6）

2. 契約期間

契約締結の日から令和7年3月19日まで

3. 業務目的

本県では「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき、インキュベーション施設等の整備や健康・医療分野の研究開発支援などを推進し、バイオ関連企業を集積・支援してきた。しかし、事業化までに相当な期間を要することから企業の売上げ等、県経済に大きな効果を生み出すまでには至っていない。また、当該分野においては、大学等から創出されたシーズを元に大学の研究者が起業者となり事業化を目指すケースが多いため、資金調達や経営戦略等の経営面で苦慮することが多く、事業化又は事業拡大にあたっての大きな課題のひとつとなっている。

そのため、本事業においては、県内外の関係機関と連携し、人材・投資等と呼び込む沖縄バイオコミュニティを運営するほか、県内バイオ関連企業等の研究成果の事業化・事業拡大等を行うため、資金調達、人材の確保及び育成、販路開拓等の課題解決支援を行う。

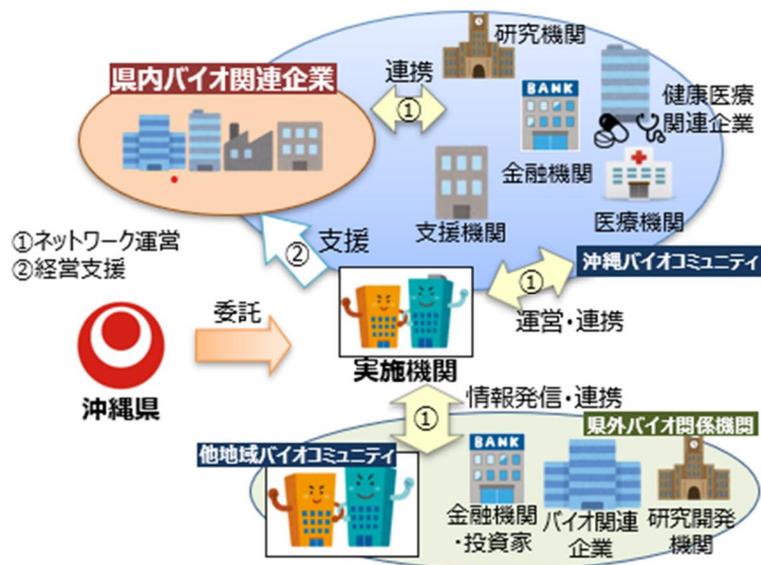
※沖縄バイオコミュニティとは

県内の産学官金の様々な関係機関（82機関：R5.12月時点）が連携し、事業化促進や事業拡大等に向けて、地域コミュニティを形成し課題解決に取り組むもの。

4. 委託業務の概要

- (1) 沖縄バイオコミュニティ事務局の運営
- (2) 事業化促進・事業拡大に向けたマッチング支援
- (3) 県内バイオ関連企業等への経営支援（ハンズオン支援）
- (4) 人材育成プログラム（経営ノウハウ等）の実施
- (5) その他

5. 業務スキーム図



6. 委託業務内容

本事業で実施する業務については、以下のとおりである。

(1) バイオコミュニティの活動

(ア) バイオ関連ネットワークの連携体制強化

県内外のバイオ関連機関等との連携体制を強化する。加えて、他地域における認定バイオコミュニティや県内外の公共研究機関等との連携を行う。

(イ) 情報発信とマッチング支援

展示会出展や外部連携機関等と連携したイベント等を開催する。また、人材交流・共同研究の促進に加え、県内外のVC等投資家や大手企業等との交流機会の創出を行う。展示会やイベント開催時は企画書及び効果測定を行い、報告する。

(ウ) 人材確保のための支援

学生向けの企業紹介やインキュベーター施設紹介イベントを開催するほか、県内に就職を希望する専門人材や経営人材と県内バイオ関連企業のマッチングを行う。

(エ) 課題の見える化

バイオコミュニティ参画機関に対するアンケート・ヒアリングの実施し、結果を集計し分析等を行う。それにより参画機関の課題や事業ステージ・分野等の情報を見える化して効果的な支援につなげる。

(オ) 分科会の開催

参画機関から課題の聞き取りを行った上で、優先順位の高い課題の分科会を年2回以上開催する。

(カ) アドバイザーの活用

バイオ関連分野における知識・経験を有する外部専門家を設置し、必要に応じた助言等を通じて、県内バイオ関連企業の事業活動を支援する。また、ニーズに応じてアドバイザーの追加を行い、支援体制を充実させ、企業からの相談件数の増加を図る。

(キ) 「沖縄バイオコミュニティ」における活動報告書の作成

認定コミュニティが内閣府へ提出する活動報告書の作成を行う。報告書の作成においては、内閣府の報告様式に基づき対応すること。

(ク) ワンストップ窓口の運営

県内バイオ関連企業等の課題解決に向けて相談・アドバイスを行う窓口を運営する。また、県内外からの「沖縄バイオコミュニティ」に関する問い合わせや国の各省予算に係る問い合わせに関しても一元的に対応する。

(ケ) ホームページの運営

「沖縄バイオコミュニティ」のホームページを運営し、バイオコミュニティの取組や各構成主体の事業内容、研究成果等について地域一体となった情報発信を行う。また、ホームページのアクセス数の把握を行い、情報提供の改善を図る。

(2) 県内バイオ関連企業等への経営支援の実施

(ア) 県内バイオ関連企業等への経営支援の実施

本委託業務では、支援対象企業に対し、個々の課題に応じた経営支援を実施する。具体的には、支援対象企業へヒアリング等を実施した上で、各企業の課題抽出を行い、課題解決に向けた経営支援を実施する。

支援企業はバイオ関連の専門家等への相談を可能とし、相談に係る費用は本事業の委託先が負担することとする。

(支援対象企業)

支援対象企業は沖縄県内に本店、支店又は営業所を有する「バイオ関連企業」とする。支援対象企業は、本事業において公募し選定した企業及び「バイオ産業事業化促進事業(技術開発等支援事業)」にて沖縄県から採択された企業のうち、本事業での支援を希望する企業とする。

※バイオ関連企業とは

バイオテクノロジーを活用した製品やサービスの提供などを主事業とする企業のこと。

(伴走型支援)

支援企業のうち、希望する企業について伴走型支援を実施し、重点的に支援を行うこと。企業の分野に応じてハンズオン支援の専門家を公募等で手配し、面談を実施しながら課題解決を支援すること。

(支援内容の例示)

① 事業計画作成、資本政策の支援

資金調達ニーズがある企業に対し、資金調達に向けた事業計画の作成・見直し、企業の資本政策支援を行う。

② 資金調達支援

資金獲得の機会を創出するとともに、面談に向けた資料の添削やプレゼンテーションに対する指導、助言等を行う。

③ マーケティング支援

各企業が保有する技術・製品及び事業戦略を踏まえ、販路を有する企業等とのマッチング支援を行う。

④ 知財戦略支援

各企業が保有する知財を活用したビジネス展開を支援するため、専門家を活用し、ライセンス契約の締結、技術移転等の支援を実施する。

⑤ 実証実験等支援

技術開発やマーケティング調査に係る実証実験等の支援を実施する。

(イ) 人材育成(経営ノウハウ等)の実施

バイオ関連企業の多くは研究者が起業しており、経営の知識・ノウハウ等が不足していることから、企業ニーズに則したマーケティング、資本政策、知的財産権等、経営に関するテーマのセミナー等を実施する。

(3) その他

(ア) データの共有・利活用の検討

コミュニティ参画機関が有するデータベース等について情報収集を行い、共有および利活用方法について検討する。

(イ) 定期的な進捗報告の実施

2ヶ月に1回程度、取組の進捗報告を実施する。

(ウ) 事後アンケート・ヒアリングの実施

支援内容の評価や支援継続の希望、資金調達状況、成果指標を把握するため等のアンケート・ヒアリングを実施すること。

7 事業の活動・成果目標について

本事業の活動目標は下記表1のとおり、成果目標は下記表2のとおりとし、達成に向けて創意工夫を凝らすこと。また、事業実施により得られた効果の検証を測り、検証結果を実績報告書に記載すること。

(表1)

活動指標	活動目標
(1) バイオコミュニティの活動	
バイオ産業拠点等との新規連携	2件以上
マッチング機会創出数(イベント参加含む)	3件以上
個別マッチング件数	25件以上
イベント等の開催件数	2回以上
分科会開催数	2回以上
アドバイザー活用件数	25件以上
(2) 県内バイオ関連企業等への経営支援の実施	
支援対象企業数	10社以上
伴走型支援企業への面談回数	5回以上
人材育成に関するセミナー受講者数	20名以上

(表2)

成果指標	成果目標
企業の課題解決件数(共同研究、事業化、販路拡大等)	10件以上
実証実験等実施に係る支援件数	1件以上
外部資金獲得企業数	2件以上

8 委託業務の経理

- (1) 委託業務が完了したときは、実績報告書を提出すること。
- (2) 当該委託事業にかかるすべての支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要である。また、支出額、支出内容について完了検査時に厳正に審査し、これを満たさない場合は当該委託費の支払いができない場合があること。
- (3) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して記載し、委託費の用途を明らかにしておくこと。
- (4) 委託費の支出内容を証する経理書類を準備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。
- (5) 委託料の支払いについては、委託業務完了後に提出する実績報告書に基づき支払うべき委託費の額を確定し、精算を行うものであること。また、業務の資金繰りに配慮し、概算払いを行うことができるものであること。
- (6) 委託業務を実施する場合、人件費、賃金、謝金、旅費、消耗品費等の需用費、機器の使用料、賃料、委託費、一般管理費等を経費として認める。原則、財産(備品等)の取得は認めないものとする。

9 再委託に関する取扱い

(1) 再委託の範囲

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき（以下、「再委託」という。）は、以下の業務については、県への事前の承認を受けて再委託を行うことができる。

- ① 県内事業者の情報収集を実施する場合の補助業務に関する再委託
- ② その他、県と協議の上、再委託承認が必要と認められるもの

(2) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に再委託することはできない。また、主たる業務（契約金額の50%を超える業務、又は委託業務に係る統括的かつ根本的な業務）の履行を第三者に委託することはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、次の簡易な業務については事前の承認を要さない。

- ① 資料の収集・整理・複写・印刷・製本
- ② 原稿・データの入力及び集計

(4) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を相手方とすることはできない。

10 その他留意事項

- (1) 本事業は、沖縄振興特別推進交付金などを活用して実施するものであり、受託者においては、補助金等に係る予算の執行適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に基づき、適正に執行する必要がある。
- (2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。